

新規就農者育成総合対策における認定研修機関の認定要領の一部を下記のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。）に基づき、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）別記2の第5の1の（1）イ（ア）及び別記4の第7の3の（1）ケの研修機関等（以下「認定研修機関」という。）について、知事が認める認定研修機関を認定するにあたり必要な事項を定める。</p> <p>第2 認定研修機関</p> <p>県が認める <u>新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金事業及びサポート体制構築事業</u>の認定研修機関は、次のとおりとする。</p> <p>1 ～ 3 [略]</p> <p>4 <u>その他農業の生産技術及び経営方法の習得のため、県が研修先として認める実施機関</u></p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。）に基づき、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。<u>以下「国実施要綱」という。</u>）別記2の第5の1の（1）イ（ア）及び別記4の第7の3の（1）ケの研修機関等（以下「認定研修機関」という。）について、知事が認める認定研修機関を認定するにあたり必要な事項を定める。</p> <p>第2 認定研修機関</p> <p>県が認める認定研修機関は、次のとおりとする。</p> <p>1 ～ 3 [略]</p> <p>4 <u>保有する農用地、施設等（ただし、研修目的のものに限る。）を利用して就農に必要な技術を習得するための研修を行う市町村、市町村公社、農業協同組合（以下「JA」という。）、又はJAが議決権の過半を占めるJA出資型法人</u></p>

第3 認定基準

第2の4に規定される認定研修機関は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

1 [略]

2 [略]

(1) 研修実施体制

ア 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること。なお、先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、イの研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。

イ ～ ウ [略]

(2) 研修時間 [略]

(3) [略]

3 ～ 4 [略]

5 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官通知）の規定に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること。

6 先進農家及び派遣研修先となる農家については、認定農業者で優良な農業経営であること。

5 複数の研修派遣先となる農家を有する市町村、農業再生協議会、市町村公社、J A、又は市町村やJ Aが事務局の担い手確保にかかる組織

第3 認定基準

第2の4 及び5に規定される認定研修機関は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

1 [略]

2 [略]

(1) 研修実施体制

ア 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること。

イ ～ ウ [略]

(2) 研修時間 [略]

(3) [略]

3 ～ 4 [略]

5 国実施要綱の規定に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること。

6 派遣研修先となる農家については、認定農業者で県が定める水準（別記）以上の経営力又は技術力を有していること。

7 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する認定研修機関として適切であること。

第4 認定研修機関の認定

第2の4に規定される認定研修機関として認定を受けようとするものは、認定研修機関申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を作成し、次の手続により申請し、知事が認定するものとする。

- 1 [略]
- 2 担い手農地対策課は、研修機関等からの申請内容を審査し、認定基準をすべて満たしていると認められるときは、本事業における認定研修機関等として認定する。
- 3 知事は、申請者に対して2の審査結果を別紙様式第2号により通知する。

第5 [略]

第6 認定研修機関の取り消し [略]

- 1 ~ 4 [略]

7 国実施要綱別記6の第3の2の(1)オの新規就農支援ポータルサイト（農業はじめる、JP）に研修情報を掲載している、又は掲載の申請を行っていること。

8 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する認定研修機関として適切であること。

第4 認定研修機関の認定

第2の4に規定される認定研修機関として認定を受けようとするものは、認定研修機関申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を作成し、申請書類に係るチェックリスト（別紙様式第2号。以下「チェックリスト」という。）を添えて、次の手続により申請し、知事が認定するものとする。

- 1 [略]
- 2 担い手農地対策課は、研修機関等からの申請内容を審査し、認定基準をすべて満たしていると認められるときは、本事業等における認定研修機関として認定する。
- 3 知事は、申請者に対して2の審査結果を別紙様式第3号により通知する。

第5 [略]

第6 認定研修機関の取り消し

- 1 ~ 4 [略]

5 認定の日から3年間、研修生の受け入れがなかったとき。

第7 書類の経由機関

この要領の規定により、知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局を経由しなければならない。

第8 令和3年度までに認定した認定研修機関

令和3年度までに「宮崎県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領」（令和2年6月1日施行）に基づき認定した認定研修機関については、第3の基準を満たしたものとする。

第9 [略]

5 認定年度を含む3年間、又は直近の研修生受入れ開始日を含む年度から3年間、研修生の受け入れがなかったとき。

第7 書類の経由機関

1 この要領の規定により、知事に書類を提出する場合は、管轄する西臼杵支庁又は農林振興局を経由しなければならない。

2 西臼杵支庁又は農林振興局は、受領した書類について、チェックリストに基づき確認をし、担い手農地対策課へ提出する。

第8 令和5年度までに認定した認定研修機関

令和5年度までに「宮崎県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業に係る研修機関等認定要領」（令和2年6月1日施行）に基づき認定した認定研修機関については、第3の基準を満たしたものとする。

第9 [略]

(新設)

別記

県が定める経営力又は技術力の水準について

- 1 経営力は、個人の場合は専従者給与を引く前の農業所得、法人の場合は税引前当期純利益と役員報酬を合わせた額（以下「農業所得」という）で判断することとし、その水準は、おおむね農業経営基盤強化促進法に基づく各市町村基本構想における効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の農業所得の目標額とする。
- 2 技術力は、研修カリキュラムの品目における「農業経営管理指針（宮崎県）」の目標収量とする。
- 3 経営力又は技術力の水準は、直近3カ年の平均で判断する。
- 4 農業所得には、農業生産のほか、農産物加工、農家レストラン、農家民宿等の関連事業を含む。
- 5 単年度の極端な販売価格の下落や原材料の高騰、通常の農業経営では必要のない設備の減価償却費（研修生受入れのための施設費等）等については、これらの状況を勘案して経営体の農業所得を判断できるものとする。

別紙様式第1号

認定研修機関認定（変更）申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
法人名又は機関名
代表者又は氏名

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金事業及びサポート体制構築事業における研修機関の認定を受けたいので、新規就農者育成総合対策における認定研修機関の認定要領第4の1の規定により、下記書類を添えて（変更）申請します。

※下線部は変更申請の場合「第5」とする。

記

1. 研修制度の概要（別添1）
2. 研修カリキュラム（別添2）
3. 研修の実施が位置づけられている書類（定款、規約・設置要領等）
※先進農家等のうち法人化されていない農業経営体は不要
4. 研修概要がわかるもの（実施要領、募集要項等）
5. 研修生と研修に係る契約を締結する場合は契約書
6. 派遣研修を実施する場合は、派遣研修に関する規約、規定、契約書等
7. 先進農家及び派遣研修先となる農家については、青色申告書の直近2カ年分の写し
8. 認定農業者認定書の写し

別添1～2 [略]

別紙様式第1号

認定研修機関認定（変更）申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
法人名又は機関名
代表者又は氏名

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金事業及びサポート体制構築事業における研修機関の認定を受けたいので、新規就農者育成総合対策における認定研修機関の認定要領第4の1の規定により、下記書類を添えて（変更）申請します。

※下線部は変更申請の場合「第5」とする。

記

1. チェックリスト（別紙様式第2号）
2. 研修制度の概要（別添1）
3. 研修カリキュラム（別添2）
4. 研修の実施が位置づけられている書類（定款、規約・設置要領等）
5. 研修概要がわかるもの（実施要領、募集要項等）
6. 研修生と研修に係る契約を締結する場合は契約書
7. 派遣研修を実施する場合は、派遣研修に関する規約、規定、契約書等
8. 派遣研修先となる農家については、青色申告書の直近3カ年分の写し
9. 認定農業者認定書の写し （派遣研修先がある場合）

別添1～2 [略]

(新設)

別紙様式第2～3号 [略]

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、「第2 認定研修機関」に係る一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙様式第2号)

申請書類に係るチェックリスト

	事 件	基準適合の判断の中心点	機関が記録された資料	確認済		
				申請書	添 付 書	添付書類 の取扱い
1	「第2 認定研修機関」は満たしている。	(令和7年4月1日以後の運用)				
2	研修を職業に業前、交付対象者が円滑に就業できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助成を行うことができていること。	関係機関や関係団体等と協働・助成体制を整備している。				
3	次世代を担う職業者となることについて強い関心を持っている既修前研修者(就業意識やニーズが定まることがある以下の研修実施体制、研修がプログラムが整備されていること)					
	ア 実務・専門・経営管理等に研修について関心していること。また、先導職業者のみで法人化されていない農産物経営体においては、その研修のスケジュール及びプログラムを整備していること可とする。	申請書類のいずれかに於いて、要件を満たすことが確認できる。				
	イ 研修をマネジメントする機能及び人材を擁護している。年間、月間スケジュール及び実務的な研修がプログラムが整備されていること。	申請書類のいずれかに於いて、要件を満たすことが確認できる。				
ウ 研修を実施するために必要な講師や指導者を確保し、かつ、必要な施設・機械等を備えていること。(添付書類を参照)	申請書類のいずれかに於いて、要件を満たすことが確認できる。					
4	研修は、概ね1年以上かつ週6時間以上、200時間以上であること。ただし、時間1日を時間を超えないこと。また、一定の研修時間(研修時間がある時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の研修時間がある研修時間の枠に与えること)及び休日(毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること)を確保すること。	研修がプログラム等に、研修時間や研修時間及び休日等が明記されており、要件を満たしている。				
5	研修に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容総合的に体系的に設定していること。					
	ア 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修					
	イ 農業機械・施設・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修	研修がプログラム等に、ア～ウの内容が明記されている。				
ウ 販売・流通・マーケティングの知識、顧客や経営者の育成、労務管理等の職業実践に関する研修						
6	研修生の就業管理、事故防止に十分配慮できていること。	申請書類のいずれかに於いて、就業管理や事故防止にかかわる対策を講じていることが確認できる。				
7	研修生の研修実施状況について適切な評価ができていること。	研修生の評価にかかわる基準を制定している。就業適性判断の導入を準備している。				
8	国家指要の指定に基づき、交付主体及び交付対象者が行う学修等に関する協力が可能であること。	交付主体(富山県農業振興公社)との連携体制を整備している。				
9	先導職業等及び派遣研修となる農業については、認定農業者で協力が定まる事業(別記)以上の経営力を有していること。	所得や収量が水準を超過していることを客観的な資料で確認することができる。				
10	国家指要別記6の第3の2の(1)のイの研修経歴支援ポータルサイト(農業ははめる)に研修情報を掲載している。または掲載の申請を行っていること。	農業資料をとり「農業ははめる」への掲載準備を整備している。				
11	その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する認定研修機関として適切であること。	認定法合前(違反)がない。暴力団員(又は暴力団員と密接な関係)を有していない。				

別紙様式第3～4号 [略]